

1 議事日程(第4号)

(令和元年第5回久山町議会12月定例会)

令和元年12月17日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 議案第57号 久山町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第2 議案第58号 久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第59号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第60号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第61号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第62号 久山町280MHzデジタル同報無線システム整備工事請負変更契約について
- 日程第7 議案第63号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第64号 令和元年度久山町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第65号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第66号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第67号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第68号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第13 請願第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める請願
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである(なし)

4 会議録署名議員

1番 山野久生

2番 清永義弘

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町長 久芳菊司

副町長 佐伯久雄

教育長 安部正俊

総務課長 安倍達也

健康課長 國寄和幸

会計管理者 松原哲二

上下水道課長 原之園修司

教育課長 森裕子

町民生活課長 矢山良寛

税務課長 佐々木信一

産業振興課長 久芳義則

魅力づくり推進課長 川上克彦

福祉課長 稲永みき

財政課長 久芳浩二

都市整備課長 井上英貴

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 中原三千代

議会事務局書記 篠原正継

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第57号 久山町教育委員会教育長の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第1、議案第57号久山町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

審議の中立公平性を期するため、安部正俊教育長の退場を求めます。

〔教育長 安部正俊君 退場〕

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第57号久山町教育委員会教育長の任命同意についてを採決します。

本案は同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

安部正俊教育長に入場していただきます。

〔教育長 安部正俊君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第58号 久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第2、議案第58号久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災

害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第58号久山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第59号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第3、議案第59号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第59号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第60号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第60号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第60号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第61号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第61号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第61号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決しま

す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第62号 久山町280MHzデジタル同報無線システム整備工事請負変更契約  
について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第62号久山町280MHzデジタル同報無線システム整備工  
事請負変更契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第62号久山町280MHzデジタル同報無線システム整備工事請負変更契約についてを採  
決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第63号 指定管理者の指定について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第63号指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第63号指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第64号 令和元年度久山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第64号令和元年度久山町一般会計補正予算（第3号）

を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は3項目ほど町長にお尋ねいたします。

まず1項目はページ12ページ、1款町税、1目たばこ税ですね。この補正予算の関係でたばこ税を見ますと、約1億1,000万の減額と減額予算になっておりますが、今後の事業とか、あるいは交付税との関連について町長はどういうふうにお考えでしょうか。

それから、ページ13ページ、17款2目ふるさと応援寄附金についてお尋ねいたします。ふるさと納税、去年は、歳入当初予算1億円組んでありましたが、決算は約7,179万円、今年度当初予算は8,000万円で、今議会では7,500万の時点、その中で、今回の補正予算を2,000万円組んである。昨年と同じ1億円ということだろうとは思いますが、どうもふるさと納税についての取り組みは消極的に感じます。他町では、例えば隣町新宮町では、自主財源確保のため努力されておられます。毎年その成果によって、そのことにより、町の事業につき込むことができているようです。ふるさと納税は地方交付税には影響しない。また返礼品の生産者にもプラスになる。町民の中にはほかの自治体に寄附することにより、所得税、住民税等の減免措置がある。これから企業版ふるさと納税もあります。町長ふるさと納税についてどうお考えでしょうか。

それからもう一つ、ページ36ページの災害対策費であります。今回補正の災害対策費を組んであるが、災害対策費についてお尋ねします。県からの受援計画策定について。県からの指導では、支援物資の施設基準がある集積拠点の施設を確保するようにとありますが、今年度中に策定を市町村に促すとの県の姿勢もあります。こういった施設が町内に施設基準が乗り越えている施設が町内にあるのかどうかお尋ねします。

この3点についてお尋ねします。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） まず1点目、たばこ税ですが、これは隣国、特に韓国との交流が減ったという、そういう影響がかなりあるんじゃないかなと思います。ただ、たばこ税そのものはですね、議員もご承知だと思いますけど、大体あれは入れば入ったしこ町に入ってくると私も思ってたけど、結果的に、県のほうに、大体一定の1億7,000万以上ぐらいになると、返還せないかんということでございますので、少なくとも1億7,000万円までは入ってほしいなと思ってます。今回、前年度までが非常に高かったので、その金額で予算組んでましたのでですね、その分、今度は現状が落ちてきているということで、ある金額の今回減額補正をさせていただいてますので、これはもうやむを得ないなと。ただ、最終的には、次年度に県に返す分が減るというだけでございますので、町の歳入としては結果的には変わらないだろうと思ってます。当然、今年度予算組んでる分については、それは充当するという形になりますのでですね、その分は財調なり何かの調整で今回そういう補正をさせてもらっているということでございます。

それから、交付税はどうなるのかなということでございますけれども、交付税は、全体の一般財源収入とかですね、こういうのも、税ですので、やっぱり町の一般財源税収という形になりますので、当然収入が落ちれば、需要額との差が開きますので、その分は考慮されるということにはなると思います。

それから、ふるさと納税のほうですけれども、十分努力はしてるつもりです。だから今年度はなかなか総務課で今担当窓口してますけれども、通常業務の中で、ものすごいボリュームの返礼品とかですね、受け入れと返礼品というのは作業がある。これを職員で一人でやってましたけども、それではなかなかその議員がおっしゃるように、いろんなPRにしる、いろんな開発にはなかなか手が及ばないということで、今回は一部商工会のほうとも協力をお願いしまして、今のインターネット時代ですから、独自にやっぱりそういう、動きができるような人と少し契約をさせてもらって、企画から全部今、パンフレットから全部すべて手がけてやり直すという形にしていますので、現実には恐らく、私は1億円は十分いくんじゃないかなと思ってますし、次年度はもっとですね、増やしていきたいなと思っております。そしてまたうちの一番メインとなっている、久原本家さんのほうについても、社長のほうにお願いしまして、今、一つの品物だけが対象になっているのをもう少し広げてもらうように、また、久原としても担当部署が今本店でしてあったもんだからもう担当の方も手いっぱいということになってますので、そういうネット部門のほうに担当を移してもらえんですかということをお願いしたら、それもやりましょうということをお願いしておりますので、商品も増えるだろうし、また商品だけでなく、ああいう久原が持って

ある茅乃舎さんとかそういうレストランの食事券あたりも対象にしてもらって。それから、久原さんだけじゃなく、商工会のほうにもお願いして、いろんな商品を増やすようにしてしますので、努力は十分やっています。また、その成果は恐らく、次年度、今年度もそうですけど、私は上がってくると思っています。よその町はよその町でいろいろその町で事情が違うからですね、よそが入ってるからどうこうということは恐らく糟屋郡内の各自治体を比較してもらえればわかるように、それはそこなりの事情の中で、どこも頑張っておられるんじゃないかなと思います。

それから、災害の受援施設、これはもう県のマニュアルに沿って今度町で今年度いっぱい、受援の計画を作っていきます。基準がどこまでなってるのか私もよく知りませんが、基準になろうがなるまいが基本的にはもう久山町の場合は受援施設というのは、体育館とかですね、そういうところになろうと思いますので、その計画の中で調査をしていきたいと思っています。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） たばこ税の関係につきましては、町長のお話聞いて、そんなに影響ないだろうという、交付税についてもそれなりに町が思うような金額でいくやろうというお話を聞きまして安心いたしました。

それからふるさと納税につきましてはですね。私は特に言いたい返礼品の中で、例えば先日やったか、いつやったか日にちちょっと忘れちゃったけれども、久原のかつお菜というのが出とったですね。新聞かなんかにですね。ちょうどこれからかつお菜は博多雑煮とかいうようなことで使われます。そういったものをですね、大いにひとつ広めてですね、例えば大阪、東京あたりに行ってらっしゃる方も博多雑煮ということであればかつお菜。なら久原のかつお菜、久山のかつお菜というような使い方の宣伝も必要じゃないかと。それと同時に今言いますよその県外に出てある久山中学校出身者とか、そういう方々が町内で同窓会するとか、あるいはそういう人たちが東京、大阪あたりに住んでおればですね、東京の県人会とか福岡県人会、あるいは大阪の福岡県人会あたりに行ってですね、久山のやっぱりPRをする必要があるんじゃないかと。それで確かに町内の企業から助けていただくというのはこれはいいと思いますけれども、生産者もそういったことで、例えばかつお菜を作ってある生産者も喜ばれろうと思いますね。そういうこともひとつ考えていただきたいし、またある意味では、ふるさと納税を納められる方に、例えば久山研究、生活習慣病に使ってくださいとか、あるいは首羅山遺跡の関係に使ってくださいとか、そういうふうな項目も入れてですね、PRすべきではなかろうかと思います。この点ちょっと。お尋ねしたい。

それから今回私が災害対策費の中で、ちょっと、ピンとこないところもありましたでしょうけど、受援計画策定のことで質問いたしましたけれども、今町長おっしゃったとおり、県も本年度内にですね、これを作れということです。ということは、施設基準というのがやっぱりあると。これが六つほどありましてね、避難所外に避難所となる行政庁舎、学校、体育館はだめですよとあるんですね、受援計画の中に。だから、役場とか学校体育館じゃだめっていうことになれば、これを改めて私は施設をですね、今年度内に、探さないかのじゃないかと思ってるわけですね。そうすると当然、災害対策費という名目の中で入ってこうと思うんですよ。それで、一般質問の時もちょっと言いましたけれども、こういうものを県からいただきましてね、その中にこういうふうな施設基準とかいうのがあったから、先ほど町長も言われましたが、体育館とかいうのはだめだと書いてあるわけですね。その点はどういうふうに思われるか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） ふるさと納税は先ほども言いましたようにですね、いろんな品物についても商工会、あるいは野菜を作っている方についても、登録にしてくださいということで今呼びかけをやってるところでございます。それから、久山研究とかですね、こういうものも私も研究しましたけれども、やはりこれは九大と協議した結果ですね、やっぱりなじまないという結論に達しております。それから、一番効果的なものはやっぱり、先ほど県人会とか何かおっしゃったけど、それよりもやっぱりもうインターネットの力というのはものすごく大きいわけですので、人が動くよりももうネットで動かすというのが一番効果的だと思っておりますので、今、最初さとふるというところだけにしてましたけれども、今年度から楽天も契約してますので、今、楽天さんが非常に伸びてるという状況もあるしですね、それに独自の久山町なりのサイトを作るのかどうかとか、そういうことをしながら、研究を進めていきたいと思っております。

それから、受援施設ですけれども、今回そういう計画を作る中で、そういう施設がもしなければですね、作るということもあるでしょうけども、今年度いっぱいには作らないかんとかそれはないと思っております。だから、同じ体育館でもその学校施設の体育館がだめなのか、あるいはそういう勤労者体育館、うちあたりもありますけれどもですね、そういうところの活用ができないのかとか、町内のそういう空き倉庫とか、そういうところがあれば、そういうところをまた調査をしていきたいと思っております。いずれにしても、今年計画を作って、対象がないから今年度に建物までもということは、これはもう有り得ないことだと私は思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） ふるさと納税についてはやはりそこそ自治体も研究されてるようですね。新宮町も、NPO法人おもてなし協会とかいうのを作ってですね、やってらっしゃる。そういうところが頑張るっていうのはどういうことかっていうと、久山も今、さとふるとか楽天とかいうような企業に頼むよりか安く効率的に上がっていけるというようなお話をですね、先日新宮町と合同勉強会のおきにお聞きいたしました。そういう意味で、久山町は独自ですね、やはり考えるところが必要ではなかろうかと言うのと同時に、私は返礼品の中で先ほどかつお菜をあげましたけども、農業振興というものについてもですね、大いに力を入れていただいて、特産品の開発、こげなのもやればですね、以前町長も、オリーブをこれをふるさと納税の返礼品に使いたい、これは私も賛成いたします。そういうふうなことの研究も、そして久山町独自の返礼品を作るといふことにも力を入れていただきたいと思います。

それから施設基準、今年度内には建物は建てられないかもわかりません。もし建てるとしてもですね。しかしながら、県が言ってるのは、施設基準はどこですかというようなことだろうと思いますね。またこの施設についての基準、これはやっぱり六つほどありますね。耐震とか屋根があることとか、床、フォークリフトが利用できるようにとか、大型トラックが横づけできるようにとか、電源、非常用電源が備えられてるとかですね。6番目が先ほど言いましたように、役場とか庁舎とか学校体育館ではだめですよ。そやから、やはり恐らく県はどこを避難所集積施設としてされるのかという意味だろうと思います。その点はどんなふう考えられるか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回のそういう受援計画というのは、全国的に起きてる大規模災害の時のですね、長期に及ぶそういう避難所とかの対策だろうと思っておりますので、恐らく本町だけじゃなく、今おっしゃるような県が出してるような基準となるような施設は、現状ないところもたくさん私は出てくると思いますので、それは、だからといってすぐ造れということとはできないわけですからね。そういう計画に合わせて、やはり施設のほうも今後進めていく、そういう形になるんじゃないですか。だからまだ県がはっきりそこまでわれわれに示して、その基準とかは示してありますけどですね、これがないからだめだということはないと思いますのでね。ないものはないわけですから。だから、最低久山町の人口規模でどのぐらいのものが施設として必要なのかといえば、それに代わるものがあるかどうかというのをこれから計画と合わせて、調査なりですね。なければやはり将来的にそういう仮の施設を造るといふことが必要になってくるんじゃないかなと思っております。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

本田議員。

○6番(本田 光君) 64号の議案の中で、26ページ、その中に子ども医療費支給事業費が77万円が計上されております。委託料、それから扶助費等あたりであります。糟屋郡は福岡県に先んじて、子どもの医療費は中学3年生までと。これは入院についてのみ一部自己負担であったけども、中学生の通院までは助成対象外というふうになっております。そうした中で、福岡県が今年の7月だったですかね、子どもの医療費助成の補助対象を2021年度から中学3年生までに拡張するというふうに打ち出されました。今までの先進例的なこの糟屋郡が、町長始め、やはり前向きな制度に充実されてきたわけですね。ですから、ぜひ、こういう関係も含めて、まだ県あたりから通達が来てないんじゃないかというふうに思いますけども、今後の考え方を所見で結構ですから述べていただきたいと思います。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 子どもの医療費の助成とかいう部分については、基本、県が上にあるわけですから、県の制度の中で本来動くのが基本ですけれども、自治体によってはですね、それに先行しているんな助成、これは糟屋郡内でもやってますけどもね、ただこういう民生のとか、医療福祉というのは助成をやるということになっても際限がないんですよ。だからそこはやっぱり一定の線というのは引かざるをえないと私は思ってますので、周囲の状況、それから県の動向を見ながら、特に糟屋郡では各町足並みをできるだけそろえていこうということにしていますので、そういう中で今後協議をしていきたいと思ってます。

○議長(阿部文俊君) 本田議員。

○6番(本田 光君) 昨日、粕屋医師会の理事の方と会う機会がありました。1市7カ町というふうになると、足並みがそろってないっていう点もあります。そうした中で、郡ではもう足並みをそろえてくれないだろうかというふうな医師会の役員の方からもそういう話が出ておりました。ぜひ町長、前向きにこの県の方針が出てからでも結構ですけれども、それよりも糟屋郡、今まで先進自治体というふうに言われてますし、できれば、ぜひ新年度に向けて、町長会等あたりで協議していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 糟屋郡の町長会のほうにもそういうお話はいつてると思しますので、協議が出るかもしれませんけれども、恐らく、新年度にどうのこうのという状況では私はないんじゃないかなと思ってます。

○議長(阿部文俊君) 本田議員。

○6番(本田 光君) 町長、ぜひ前向きな方向で検討願いたいと思いますが、いかがでしょ

うか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 検討することはやぶさかではないと思ってます。

（6番本田 光君「終わります」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第64号令和元年度久山町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第65号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第65号令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第65号令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第66号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第66号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第66号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第67号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第67号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第67号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第68号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第68号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第68号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 請願第4号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める請願

○議長（阿部文俊君） 日程第13、請願第4号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める請願を議題とします。

本件について先に付託しました総務文教委員長の報告を求めます。

只松議員。

○8番（只松秀喜君） 請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。受理番号、請願第4号。付託年月日、令和元年12月6日。件名、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める請願。審査の結果、採択。委員会の意見、願意妥当と認めて採択と決定いたしました。

以上です。

○議長（阿部文俊君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

請願第4号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を検討することを国に働きかける意見書の提出を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、この請願は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。

ただいま採択しました請願に係る介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書を関係機関へ提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。意見書を関係機関へ早急に提出することといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議員派遣の件

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第15、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項および議会の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第5回久山町議会12月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時14分